

府 益 担 第 7 8 0 号  
平成 27 年 6 月 3 日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長  
(公印省略)

2015 年度夏季の節電に関する御協力のお願いについて (依頼)

平素から民間による公益活動の推進に御尽力いただいていることに対し敬意を表します。

さて、2014 年度冬季の節電対策につきまして、皆様におかれましては多大な御協力をいただきありがとうございます。皆様の御協力もあり、電力需給の大きなひっ迫を招くことなく、2014 年度冬季を無事乗り切ることができました。

一方、政府として、これから電力需要が高まっていく夏季の対策として、平成 27 年 5 月 22 日に開催された政府の電力需給に関する検討会合において「2015 年度夏季の電力需給対策について」(参考 1) を決定するとともに、同決定に基づき、同日付けで策定した「2015 年度夏季の政府の節電の取組について」(参考 2) において、政府においては、節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電要請期間・時間帯<sup>※</sup>の使用電力の抑制に努めることとしています。

また、同日付けで、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において「夏季の省エネルギー対策について」(参考 3) が決定され、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとしています。

政府においては、夏に向け引き続き電力の供給力の確保に最大限の努力をしております。公益社団・財団法人の皆様には、無理のない範囲で、「夏季の節電メニュー (事業者の皆様)」(参考 4-1) (北海道の法人におかれては、「夏季の節電メニュー (事業者の皆様)」北海道版 (参考 4-2)) を参考に、節電及び省エネルギー対策に御協力をお願い申し上げます。

※ 2015 年 (平成 27 年) 7 月 1 日 (水) から同年 9 月 30 日 (水) までの平日 (ただし、8 月 13 日 (木) 及び 14 日 (金) を除く) の 9 時から 20 時まで

※ 参考資料は、公益法人 information の「政府からのお知らせ」に掲載していますので、御参照ください。

[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/oshirase.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/oshirase.html)

(問合せ先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室  
担当：橋本 (電話：03-5403-9528)